

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 35 集 (2004年度) 2005年 3月発行 : 385-402

近代大学としてのゲッティンゲン

別 府 昭 郎

近代大学としてのゲッティンゲン

別府 昭郎*

問題の設定

1694年のハレ大学の創設からベルリン大学の創設（1810年）までの約120年間に、ゲッティンゲン（1737年）、エアランゲン（1743年）、ミュンスター（1773年）、ブレスラウ（1702年）、ボン（1786年）などの大学が創設されている。本稿の目的は、それらのうちで最も代表的な大学のひとつであるゲッティンゲン大学をとりあげ、創設期とそれに続く時代にまつわるさまざまな事実の大学史上の歴史的意味を明らかにすることを通じて、「大学史における近代」の意味を考えてみることにある。

なぜ、ゲッティンゲン大学をとりあげるのか。統計によれば、ゲッティンゲン大学は、ハレ大学と並んで、最も学生が押し寄せる大学であった¹⁾。それだけではなく、後で述べるように、創設文書で、「教育の自由」を標榜した大学であったからである。

第1章 大学の創設

1 創設

ゲッティンゲン大学は、たしかにハレ大学とならんで、近代大学のひとつとして、ドイツ大学史上の一時期を画する大学としての位置を与えられている。ゲッティンゲン大学は、ハレ大学に対抗して、イギリス王も兼ねていたハンノーヴァー公ゲオルグ二世によって1737年に創立された。しかし、その学則をはじめとして、大学組織などはすべてハレ大学をモデルとしていた。ハレはプロイセン、ゲッティンゲンはハンノーヴァーというように、領邦国家相互の政治的対抗意識の産物であったことは事実であるが、組織・学則など大学にとって重要な意義をもつものはハレ大学の模倣であった²⁾。ここに、歴史の妙味もあると言えよう。このことも、両大学が並び称される所以である。

まず、歴史的事実について、価値評価をまじえずに、客観的に事実を述べることから、始めよう。

2 皇帝と領主の勅許状

大学を設立するには、ローマ教皇、神聖ローマ帝国皇帝、領主という3者の勅許状が必要であるというのが、当時の常識であった。しかし、ゲッティンゲン大学は、福音派（プロテスタント）の領邦の大学であったので、神聖ローマ帝国皇帝と領主の勅許状があるのみであり、ローマ教皇の勅許状はなかった。このことは、1517年のルターによる宗教改革ののち福音派領内に創設された大学

* 明治大学文学部教授

のすべてに言えることである。

ゲッティンゲン大学の創設にいたる経過を述べよう。まず、1733年1月13日に神聖ローマ帝国の皇帝カール六世（在位1711～1744）から勅許状を与えられた³⁾。翌1734年10月9日に暫定的な学則が施行され、10月14日にはかつてペタゴギウムのあった場所で教授活動を開始した。だが、皇帝の与える設立勅許状はその性格上大学創設の認可を意味するのみである。新しい大学の実質的な運営面に関して大きな役割を果し、また大学の性格を決定づけるのは、むしろ、設立者（領主）の勅許状にほかならなかった。ゲッティンゲン大学が領主の勅許状を得たのは1736年12月7日であった⁴⁾。またそれとともに正式の学則（Statut）も与えられた。しかし、その学則が実際に効力を持ったのは、1737年9月17日開学式の挙行された日のことであった。

大学の実質的な運営・管理・組織・教授団・教授活動を規定する力をもっているのは、領主の勅許状の方であったから、領主の勅許状にかんして検討するのが順当であろう。

まず指摘しておかなければならないことは、領主の勅許状はドイツ語で書かれていたという事実である。ゲッティンゲン大学はその教授用語として、ハレ大学よりも一層徹底して母国語であるドイツ語を使用した。領主の勅許状がドイツ語で書かれていることからして象徴的であった。

勅許状内容に関する事柄でも、これまでの勅許状と異なっている。その最も重要な規定は、前文にあたる部分でうたわれている「教育の自由」（*Lehrfreiheit*）である。そこには、教師たちは「公的にあるいは私的に教えることのできる完全に無限の自由と権能を持つ」（*vollkommene unbeschränkte Freyheit, Befugniß und Recht haben sollen, öffentlich und besonders zu lehren, respective Collegia publica und privata zu halten.*）と明記されている。「教授の自由」はゲッティンゲン大学の大学監督官の職にあったミュッヒハウゼン（*Münchhausen von Adolph, 1688-1770*）の理念を規則としてあらわしたものと言われている⁵⁾。

3 私講師

教師に関して、そのほかにもう1つの重要な規定がなされているのを看過してはならない。それは教師の官僚的位階制度を根底から支えていた私講師に関する規定である。「大学で学位を取得した者は私講師として教授する無限の自由を持つ」“*Wer an der Universität einen Grad erwarb, hat die unbeschränkte Freiheit, als Privatdozent zu lehren*”（*Königl Priv, § 21*）と規定している。ゲッティンゲン大学を創設し、初期の運営を担当した大学監督官（クラトル）ミュッヒハウゼンは、ゲッティンゲン大学（*Georg-Augusta-Universität*）の私講師職を将来の教授養成のために活用するという明白な意図を持っていた。

彼のこの意図は、その後のドイツの大学全体の在り様を考えると、非常に的を得たものであったと言ってよい。というのは、19世紀のベルリン大学を中心とするドイツの大学の隆盛の一端は、私講師制度に負うところが大きかったからである。私講師はまさしく「俸給もなく、大抵非常に僅かな謝礼の収入と、きわめて不確実な将来の見込みにもかかわらず、苦しい学問研究に献身する若い人々」（ヘルムホルツ）であった⁶⁾。このような私講師に関する規定が、ここにできあがったのである。ゲッティンゲン大学においてはじめて私講師が講義目録に掲載されたのは1755年のことで

あった⁷⁾。

上に述べたように、「大学で学位を得たものは自由に教える権利」が保証されていたにもかかわらず、時代が降ると、学位を取得する者の数が増加したために、私講師の数を制限する動きが生じてきた。そして、ついに1831年には私講師の職を制限する規則がつけられた⁸⁾。

4 教師の任務と学位

教師はどのような任務を持ち、どういう学位が授与されたのであろうか。ゲッティンゲン大学の教師およびその任務と授与しうる学位に関しては、皇帝カール六世の勅許状に定められている。その規定によると、「教授およびそれに相当する資格を持つものは、講義 (lectio)、討論 (disputatio)、無料の復習 (repetitio publica) を行なわなければならない」とされている⁹⁾。学位取得のための試験を受けようと望む者は、ドクトルの団体 (教授の団体) から試験を受ける許可をもらったのちに、試験を受け、能力があると認定された者には、バカラリウス、マギステル、リケンティアート、ドクトルの各学位が与えられた¹⁰⁾。学位に関しては、ゲッティンゲン大学も中世ヨーロッパ以来の大学の伝統に忠実に従っている。

5 シュマースの意見書

ゲッティンゲン大学の創設に際して、E.S.Treuerや1734年以降この大学の法学教授となり、宮廷顧問官になったJohann Jacob Schmauß (1690-1757)、Böher, Heumann等々が意見書 (Gutachten) を出したことが知られている¹¹⁾。それらのなかで最もよく練られており、しかも、当時の学問状況に最も敏感に反応し、それを最もよく伝えてくれるのは、シュマース (Schmauß) の起草になる意見書である。ゲッティンゲン大学と他の大学との違いを考察する際に、手がかりになるから、それを以下に紹介してみよう。

シュマースは、アリストテレス的スコラ哲学が支配的であった時代は過ぎ去り、修辞学 (レトリック)、弁証法 (ディアレクティク)、文法、詩学などの分野は、時代遅れとなった学問状況の変化を明確に把握していた。彼がアリストテレス的スコラ哲学に代って、近代的な学部で教えらるべきであると考えていた学問は次のようなものであった。

まず神学関係では、禁欲の教え (Ascetik)、説教術実習 (Homiletico-Practica)、教理問答 (Catechetica) といった科目であった。ハレ大学の哲学部では、新約聖書が原典 (ギリシア語) で創立当初から教えられていたのであるが¹²⁾。

つぎに法学関係では、自然法・国際法 (jus naturale et gentium)、ドイツ市民法 (jus civile Germanicum)、アレマンとザクセンの封建法 (jus feudale Alamanorum et Saxonum)、公法 (jus publicum) が教えるべき科目として構想されている。伝統的な法学 (たとえば、パンデクテン、コデックス、インスティテューテオネンなど) が全く含まれていないことが、その特徴として挙げられよう。

医学関係では、実験化学 (praktische Chemie)、外科学 (Chirurgie)、解剖学 (Anatomie) が、教授されるべき学問領域として挙げられている。

最後に、哲学関係では次のような学問が教えらるべきであると考えられていた。すなわち、ヨー

ロッパ国家学 (europäische Staatswissenschaft), Zeitung=Collegia, 地理学 (Geographie), 紋章学 (Haraldik), 経済学・官房学 (Oeconomie und Cameral-Wissenschaft), 測量術 (Geometrie practica), 実験物理学 (Physica experimentalia), 文学史 (historiam litterariam) である。これらの教授科目のなかには, アリストテレスの影響を受けた学問領域をみいだすことができない。と同時に, ギリシア語, ラテン語などの古典語や七自由科 (artes liberales) もみつけ出すことができない。

または, 言語教育の必要性も, また高地ドイツ語 (Hochdeutsch) に関する特別な教養の必要性も認めていた。さらに, リッターアカデミー (Ritterakademie) で教えられる習慣になっていた体操, ダンス, フェンシング, 乗馬, 球戯, 音楽なども, 大学で教える科目として考えていた。

以上のことから, シュマースが学問状況の移り変りを敏感に把握していたことが明らかになったであろう (後に, 実際にゲッティンゲン大学で教えられた科目については述べる)。

上に述べたシュマースの意見書が, 新設のゲッティンゲン大学の教授科目にどのように生かされたかという疑問が出てくるが, それを証拠立てる事実はまだ知られていない。しかし, 当時の人間が新しい大学で教える必要があると考えていた学問領域, あるいは当時の人々の学問観・科学観を知るひとつの材料には十分なりうると思う。

6 学術団体

ゲッティンゲンには, 大学と密接な関連を持つ学問研究の団体が2つあった。これらの学術団体においてどのような研究がなされたかを知ること, 当時の学問の動向を明らかにするうえで重要な手がかりとなると思う。ごく簡単に触れておきたい¹³⁾。

ゲッティンゲン大学が創設されてから2年後の1937年に創立された「ドイツ協会」(Deutsche Gesellschaft) である。この団体の指導者は1734年来ゲッティンゲン大学の教授職にあったゲスナー (1691-1761) であった。彼が集中的に研究するべきだと考えていた学問領域は, 言語, 雄弁術, 詩文学, 地理学, 歴史学, 母国の遺物と法律であった。

他の1つは「学術協会」(Die Gesellschaft der Wissenschaften) と呼ばれた団体であって, 1751年に創立された。これはゲッティンゲン大学にとって前者よりもより重要な意味を持つものであった。大学の創設当初からすでに他のアカデミーや碩学ライブニッツの理念を導入し, ゲッティンゲンに「学者の団体」(gelehrte Gesellschaft) を創設しようという動きがあり, それが実現したのであった。

そこには3つの部門 (Sektion) が置かれていた。①物理学部門 (die physikalische Sektion), ②数学部門 (die mathematische Sektion), ③歴史・言語学部門 (die historisch-philologische Sektion) である。その名称から明らかなように, 上記3つの科は大学でいえば哲学部の担当分野にあたるもののみである。

これら3つの部門を統括する長 (Präsident) の職が置かれており, その職に最初に就任したのはゲッティンゲン大学の自然科学の教授であったアルブレヒト・ハーラー (Albrecht Haller) であった。彼は1753年までその地位に留まったが, その後母国スイスに帰国した。帰国した後も形式的にはその長であった。

彼のほかこの団体にとって重要な人物は, ハレ大学の東方語教授ミハエリスの息子J.D.ミハエリ

ス（1717～1791）であり、また、ハイネ（1729～1812）の活躍も見のがすことはできない。

このように大学の外に設けられた学者の団体の指導者にゲッティンゲン大学の教授がなっていることは、これらの団体と大学との関係がいかに深かったかを示すものである。大学とこれら協会（Gesellschaft）との密接な関係との活動は、18世紀においてゲッティンゲン大学の名声を決定的に維持し、そして、ゲッティンゲン大学がハレ大学を凌ぐ大学になるのに貢献したと言われている。

第2章 教授活動

話を、学術団体から、再びゲッティンゲン大学そのものにもどそう。そして、つぎに、創業期のゲッティンゲン大学の各学部にどのような講座が置かれ、どのような学問が教授されていたか、という問題が検討されなければならないであろう。このことを検討することは、ゲッティンゲン大学の歴史的な性格を明らかにする場合、避けて通ることのできない意義を持つと言わなければならない。

1 18世紀の講義システム

18世紀の講義システムは、どうなっていたのであろうか¹⁴⁾。

この時期には、講義は2種類あった。ひとつは正講義であり、他のひとつは私講義である。この両者は、同じ講義でありながら、異なっている。

正講義とは、教授あるいは員外教授が、職務として、無料で、学問の一般的部分を講義するものである。これにたいして、私講義とは、学生が定められた授業料を支払って、行われる講義のことである。ドイツの大学では、このように、国家の施設を使って、個人的な営業が、つい先頃の1968年まで行われていたのである。

2 各学部の講義内容

では、各学部では、どのような学問領域が教えられたのであろうか。それを次にみておこう¹⁵⁾。

- (1)神学関係の講義は、教義学、神学道徳、論駁、聖書釈義学、教会史、自然神学・神学入門・学者史（Gelehrten=Geschichte）があった。
- (2)法学の領域では、法学提要、パンデクテン、Struv、古代ローマ・古代ローマ法、教会法、封建法、刑法、ドイツ法、ドイツ国法、ヨーロッパ国家学、訴訟法・実践的講義、法制史、法学的学者史、法学入門・論争演習が教えられた。
- (3)医学関係の講義では、解剖学、骨学、心理学、病理学・症候学、materia medica、化学、薬学、食餌療法、外科あるいは医学実習、口径薬剤、助産術、法医学、植物学、医学入門、医学史が教えられた。
- (4)哲学部の講義は、いくつかの分野に分かれていた。
 - (a)哲学関係では、哲学入門、論理学、形而上学、道徳・自然法・政治学、物理学、博物学の講義がある。
 - (b)数学の講義では、純粋数学（mathesis pura）や応用数学などが教えられた。

- (c)歴史では、歴史の主要分野、歴史補助学とくに文書学、学者史が教えられた。
- (d)言語学、批判、古代学、美学の分野では、ヘブライ語・他の東方語、ギリシア語、ラテン語、ドイツ語、古代学・美学が教えられた。
- (5)18世紀に使われていた外国語では、英語、イタリア語、スペイン語が教えられた。
- (6)体操、音楽、造形その他の芸術の領域では、乗馬、フェンシング、鞍馬とダンス、音楽、造形・図工、ガラス細工およびその他の光学・機械による芸術が教えられている。

3 私講義の偏重

講義はハレ大学と同じくすべてゼメスター (Semester) 単位で行なわれていた。「私講義」はもちろんであるが「正講義」さえもが教授の私宅で行なわれていたと言われ、一般に無料で行われる正講義よりも費用を出して聴講する私講義を重んじる風潮が蔓延していた。ゲッティンゲン大学は私講義に関する費用の予約や免除、時間に関する一般的な規則をはじめ導入していた。けれども、貧乏な学生はあまり歓迎されなかった。

このような私講義偏重の傾向に対して大学監督官であったミュッヒハウゼンは次のような処置をとった。すなわち、彼は1756年、「各学部の教師のうち1人は、その学部の学問分野全体を網羅した入門講義を公開 (öffentlich) で行なわなければならない」という布告を出した¹⁶⁾。それをうけて哲学部ではゲスナー (1691~1761) が「言語学・歴史学分野」(philologisch-historisches Gebiet) を、ケストナーが「数学・自然科学分野」(mathematisch-naturwissenschaftliches Gebiet) を、それぞれ受け持ったのであった。

4 休暇

ゲッティンゲン大学では、すでに述べたように、ゼメスター制が採用されていたが、復活祭 (Ostern) とミカエル祭 (Michaelis) を中心とする2~3週間が休みとなり、またそれがゼメスターの切れ目になった。16世紀においては、盛夏祭 (Hundstagsferien) を休日にする大学もあったが、ゲッティンゲン大学では、Brummen祭、大市祭 (Jahrmarktferien) のいずれも休日ではなかった。このことから、休暇は非常に限られた期間であったといえるであろう。

第3章 大学運営と財政

1 意思決定機関

学則第25条の定めるところによると、評議会の構成員は4つの学部のすべての正教授であり、19人という限定された数であった¹⁷⁾。その内訳は神学部3人、法学部4人、医学部4人、哲学部8人である。注意をひくのは、上級学部の予備的学部としての性格を完全には脱しきっていなかった哲学部所属の教授数が最も多く、全体の42パーセントを占めていたということである。それに対して当時なお「伝統の力」によって有力であったと考えられる神学部の教授数は16パーセントにすぎない。大学は最高決議機関に、哲学部の正教授が最も多く所属していることは、哲学部の地位が高まっ

てきつつあることの1つの証拠とみなしてよいであろう。

19人の構成員のなかから副学長（Prorektor）—学長は形式的には領主ハンノーヴァー公であったから、実質的には学長であった—が選出され、彼が評議会の議長を務めた。評議会議長は何ら特別の特権・権限を持っていたわけではない。ただ同数の場合にのみ決定を下すことができるだけであった。このように、「多数決の原理」が採用されていたから、哲学部所属の教授数が多いことは、哲学部にとっては有利であったと考えられる。

評議会の任務は、学則と勅許状、公式の儀式、学内秩序（*tranquillitas publicas*）の維持やその他大学にとって基本的な意義を持つ問題を商議することであった。しかし、建前はそうであっても時を経るに従って、実際には副学長の任命、教授の宣誓式などといった事柄が主な任務となってきた。もちろん、大学学則の改訂、記念祝祭、建築計画、恩給の推薦、兵士の宿泊等々の雑多な問題に対しても決定を下したのであった。

評議会を招集する権利は副学長にあったのではなく、教授の側にあった。学則によると、少なくとも月に1回は協議のために会合を持たなければならないことになっていたが、実際には必ずしもそのとおりに行なわれていなかった。たとえば、1755年から1769年までの評議会議事録あるいは1784年から1848年までのそれによると、しばしば会合の開催される間隔が3ヶ月も隔っており、多くの場合それ以上長い間開会されなかったということである¹⁸⁾。

2 名誉学部（Honorare Fakultät）

時を経るに従って正教授の数は少しずつ増加してきた。そこで最初から評議会の構成員であった正教授達は、学則には全く規定されていない、いわゆる名誉学部（Honorare Fakultät）を形成するに至った。この名誉学部なるものは、創設時に居た教授たちの特権を認めるものであった。ゲッティンゲン大学においても創設の際に、Johann Lorenz von Mosheim（モスハイム、1693-1755）などによって提案されていた¹⁹⁾。

名誉学部の構成員は評議会の議席の他に、学部長や副学長になる権利、人事に介入する権利、学部の副収入（Fakultätssportel）を受ける権利等々の政治的・経済的特権を持ち、大学の運営を独占してしまつたのであった。このような名誉学部の構成員の地位の保証をしたのは他ならぬ大学監督局（Kuratorium）であった。

前述したように評議会の構成員が限定された数であったこと、そしてまた、名誉学部が諸特権を独占していたことは19世紀初頭における1831年の改革を惹起する契機となった。

第4章 18世紀に起こった変化

大学の研究史上、18世紀にドイツの大学で起こった変化を、フリードリッヒ・パウルゼンは、次のようにまとめている²⁰⁾。

- ① *libertas philosophandi*（思考の自由）、すなわち研究の自由と教育の自由という原則が大学の中に入ってきたこと。

② とりわけ近代的な宇宙論や物理学に基礎をおいた新しい哲学が、スコラ哲学に、取って代わったこと。

③ 新人文主義が、形骸化した模倣（キケロの模倣）に取って代わったこと。

④ ドイツ語が教授用語として主流となり、教授用語としてのラテン語を大学から駆逐したこと。

パウルゼンは以上4つの変化を挙げているが、筆者は、この説を敷衍して、①哲学部の変容、②教授された学問領域の変容、③教育方法の変化、④教育目標の変化、⑤教授用語の変容という5つのアспектから考えなければならないと思っている。これらについて、具体的に述べていこう。

1. 哲学部の変容

①哲学部の教授内容に関して、まず指摘しておかなければならないことは、16・17世紀から18世紀への移行を端的に示しているのは、人物中心にして考察すれば、「ドイツ国民の教師」(Praeceptor Germaniae)といわれたメランヒトンからヴォルフ (Professor universis humanis) への移りかわりであろう。ドイツの大学史の流れからみると、メランヒトンは論理学、自然学、倫理学等々の教科書を書くことによって、伝統的な知識を学校で教えるように体系づけるという仕事をこなしたのであった。これに対してヴォルフは、「哲学を創造する」という要求に忠実に従い、哲学を権威の上ではなく理性の基礎の上に置くという仕事を成し遂げた。換言すると、彼は「信ずること」を要求したのではなく、「疑うこと」を要求したのであった。彼がめざしたのは、権威を問われつつある諸々の伝承・啓示・宗教に対する価値判断とそれらの超克のために必要な、単純にして信頼しうる規範となりうる自律的思惟方法を確立することであった。

②18世紀の哲学部で教授された学問分野は、哲学的・自然科学的分野 (philosophisch-naturwissenschaftliche Gebiet) と言語学的・歴史学的分野 (philologisch-historische Gebiet) の2つに大きく分類することができよう。哲学部の教育の本流を形成したのは前者であった。後者はルネサンス以降勃興し、18世紀に特に著しい発達をとげた領域である。中世においてはアリストテレスの哲学と学問が大学教育の全内容を構成しているかのような観があったが、ルネサンス以降人文主義者はそれに「哲学的」な素材を附加し、メランヒトンが両者を調和的に統一したといわれている。すなわち旧来の「学芸」(artes) とルネサンス以来の「ギリシア・ローマ作家解釈」との両者に相互的関連性を持たせたのであった。

しかし、17世紀の中期以降になると、古典語および古典古代の作家に関する講義は次第に衰退しはじめ、それに逆比例して哲学がほとんど独占的な支配を得るようになった。すなわち、形而上学、自然神学、心理学、数学、物理学の哲学的諸科が18世紀の中期以降非常に関心を持たれはじめ、古典についての講義の価値は、低下してきた。こういう知的社会の変容を受けて、ギリシア語、ラテン語、雄弁といった科目は、消滅の危機に瀕したのである。当時の時代思潮の主要な目的、すなわち、理性の啓蒙という目的にとって、ギリシア語および演説等の古典学は、哲学的諸科ほどには重視されなかったと言えよう²¹⁾。

③様々な学問の基礎を担当した哲学部と上級学部との関係は、外面的には前の時代と変わらない旧態依然たるものがあったと言えよう。しかし内面的には、その関係は変容しつつあり、旧態依然

たるものであったと言ふべきでない。17世紀の終りまで哲学は従来と全く同様に神学および法学の侍女 (ancilla theologicae et jurisprudentiae) としての地位に甘んじていたが、18世紀の中期に至ると、いまや主人 (domina) ではないにしても先導的な役割を果すようになったのである。このように哲学の地位を向上させ、ひいては哲学部の地位の上昇に与かつて大いに力があつたのは哲学者ヴォルフとカントであつた。このような哲学の隆盛は、カントの「学部間の闘争」を経て、19世紀古典期における「哲学部の他学部に対する優位」を結果的にもたらすこととなつた²²⁾。

④以上のように哲学部の学内における地位が上がっていく傾向にもかかわらず、哲学部の教授職は上級学部の教授職へ移るための「こしかけ的」性格を濃厚に持っていた。

2 教授された学問領域

シュマースが挙げている科目とゲッティンゲン大学で実際に教えられた科目とを比較してみよう。そういう作業を通じて、ゲッティンゲン大学で教授された学問領域の性格が浮き彫りになってこよう。

神学関係ではどうだろうか。実際に聖書釈義学は、教えられているが、他の既存の大学との比較において注目すべきことは、シュマースの挙げている科目にも、実際に教授された科目のなかにも、新旧の聖書がこのなかに含まれていないことであろう。単に聖書の内容を無批判に教えるのではなく、聖書の研究においては、歴史的・批判的方法が有力になっている時代背景と無関係ではない。

つぎに法学関係では、シュマースは、自然法・国際法 (jus naturale et gentium)、ドイツ市民法 (jus civile Germanicum)、封建法 (jus feudale Alamanorum et Saxonum)、公法 (jus publicum) を教えるべき科目として構想し、そのなかに、学説集成や勅法集成、法学提要などの伝統的科目は含まれていなかったが、実際には、法学提要、学説集成は教えられている。しかし、封建法をはじめとして、ドイツ国法、ヨーロッパ国家学、訴訟法・実践的講義、法制史、法学的学者史、法学入門・論争演習が教えられており、伝統的科目に配慮しつつも、新しい方向に展開しつつあることを物語っていると考えていいだろう。

ハイデルベルク大学哲学部教授であつたプーフェンドルフは、歴史学および自然法を神学から解放し、国家法にそれらを適用する道をひらいたのである。

医学関係では、シュマースは実験化学、外科学、解剖学を教授されるべき学問領域として挙げている。実際に、解剖学、化学、外科あるいは医学実習が教えられており、医学の領域においては、シュマースの意見はすべて活かされている。その理由として、医学教育は本質的に自然科学的であるべきであり、哲学、観察、実験の上のうちたてられねばならないと考えられるようになったことが挙げられよう。事実、医学の領域では、近代的な自然科学が浸透していき、旧来の医学テキストは排除されつつあつた。

最後に、哲学関係については、シュマースは、ヨーロッパ国家学、Zeitung=Collegia、地理学、紋章学、経済学・官房学、測量術、実験物理学、文学史を挙げているが、実際には、哲学入門、論理学、形而上学、道徳・自然法・政治学、物理学、博物学、純粹数学、応用数学、歴史の主要分野、歴史補助学とくに文書学、学者史、ヘブライ語・他の東方語、ギリシア語、ラテン語、ドイツ語、古代学・

美学が教えられている。

実際に教えられている教授科目のなかには、アリストテレスの影響を受けた学問領域をみいだすことができない。しかし、ギリシア語、ラテン語の古典語は教えられている。シュマースやゲッティンゲン大学で教授された科目を見る限り、アリストテレスの学問は、大学から次第に排除されつつあったと言えよう。

または、言語関係では、当時使われていた外国語、すなわち英語、イタリア語、スペイン語が教えられている。乗馬、フェンシング、鞍馬とダンス、音楽が教えられている。

このように、ゲッティンゲン大学で教授された科目についても、新しい潮流をみいだすことができる。

3 教育方法の変化

中世以来の伝統的教授様式である「討論」(Disputation)や「演説」(Deklamation)は、ラテン語の衰退と時を同じくして、ゼミナール(Universitätsseminare)がそれらにとって代った。

ゼミナールとは何か。ゼミナールには、大きく分けて、5つの意味がある。①日本学研究所というように、専門の研究所という意味がある。②そういう研究所の部屋、空間を意味する。③講義と区別して、演習付きの授業の一形態という意味がある。④神学生のための司教区制度という意味がある(Klerikal-Seminar)。⑤初等・中等教員の養成コースという意味がある²³⁾。

ここでは言うまでもなく、演習付きの授業の一形態という意味である。このように、学生たちに演習を課し、個々人の自己形成を促す教育方法が採用されたのは、教育目標が「知恵と雄弁に支えられた敬虔さ」(sapien et eloquens pietas)から「思考の自由」(libertas philosophandi)へと変わってきたことに対応していたのである。

4 教育目標の変化

教育の目標も、16・17世紀までと大きく変わってきた。この変化のプロセスを述べておきたい。この変化は、“eloquens et sapiens pietas”(「雄弁と知恵に支えられた敬虔さ」)から“libertas philosophandi”(「思考の自由」)への変化と特徴づけられる。その経過を簡単に説明すると、以下のように言えよう。

16世紀の人間性(humanitas)を重んじるという原則は、大学にゆっくりと浸透していき、宗教と融合して、「雄弁と知恵に支えられた敬虔さ」(eloquens et sapiens pietas)という教育の目標として定着した。科目的には、論理学や修辭学がよく勉強され、キケロ的なラテン語が好まれた²⁴⁾。

「知恵と雄弁に支えられた敬虔さ」(sapien et eloquens pietas)という言葉は、メランヒトンに代表される人文主義的宗教改革の教育理念を端的に指すことばと見なすことができよう。とりわけプロテスタント領内の大学の教育目標や学則にも強い影響を与えたのである²⁵⁾。

たとえば、ヘルムシュテット大学では、大学における学習の目標は、知恵・知識・徳によって「精神の陶冶」がなされ、「言語・雄弁の習得」がなされなければならないと考えられていた。総体的に言えば、人間は理性(ratio)と言語(oratio)に基づいているから、とりわけ理性と言語を伸張し、

開発しなければならないと考えられていた。教育の最終目標は、「知恵と雄弁に支えられた敬虔さ」(sapien et eloquens pietas) にほかならなかった。これは、メランヒトンやシュトゥルムの人文主義的宗教改革的教育理念と同じであった。したがって、とりわけプロテスタント領内の大学や学校の教育目標や学則にも強い影響を与えた²⁶⁾。

シュトゥルムの教育の目的は、「新しい福音的信仰に奉仕する専門的知識・知恵と表現能力」(sapiens atque eloquens pietas) と特徴づけることができる。これは一般に言って、新しいプロテスタント的ヒューマンイズムの学校の目的でもあった²⁷⁾。

18世紀になると、教授内容は、人文主義的な学問から合理的・経験的学問へと変わっていった。それに対応して、「思考の自由」(libertas philosophandi) が標榜された。

前に述べたように、ゲッティンゲン大学において、「自由」を定めたということは、ドイツの大学史のひとつの指標と見なすことができよう。事実、ゲッティンゲン大学においては、「学問の自由」が浸透する努力が真剣になされた。大学は「自由なアトリウム」(Atrium libertatis)―自由の家―であるべきであると考えられたのである。

まさに、カントが言ったように、“sapere aude” (あえて賢かれ)、「自分自身の悟性を使用する勇氣をもて」というのが、啓蒙時代の大学の教育目標でもあったのである²⁸⁾。

5 大学を学問的考察の対照とした著作の出現

大学を学問的考察の対象にした、優れた業績が出版されるようになった。しかも、ドイツ語で書かれている。このことは、この時代の著しい特徴と言ってもいいだろう。ミヒャエリスの『ドイツのプロテスタント大学についての論断』4巻 (Michaelis, J.D., *Räsonnement über die protestantischen Universitäten in Deutschland*, Bd.1-4, 1768-1776, Neudruck 1973) やマイナーズの『ドイツ大学の構造と運営』(Meiners, C., *Über die Verfassung und Verwaltung deutscher Universitäten*. 1801. Neudruck 1970) と『ドイツ大学の生成発展史』4巻 (Meiners, C., *Geschichte der Entstehung und Entwicklung der hohen Schulen uneres Erdteils*, Bd.1-4, 1802, Neudruck 1973) は、その代表的な実例である。

実は、カウフマンやラシュドールの大学史に関する古典的名著も、こうした歴史と伝統の流れのなかで生まれたと言っても過言ではない。

6 大学教授になる者の精選

ごく大まかにいえば、中世から18世紀の初期に至るまでの時代にあつては、学部の授与する学位(バカラリウス, リケンティア, ドクトル)を取得した者は、いくつかの条件を満たせば、「教師団」に採用され、教壇にたつことができた。つまり、学位の取得が即ち教授資格の取得をも意味していたと解釈してよいだろう。

ところが、18世紀の半ば以降になると、私的に個人の資格で教える教師たちは、学位の取得以外に一定の条件を満たさねばならなくなってきた。

1694年のハレ大学哲学部の学則は、大学で教えようとする者に、学位を取得したあとで、公開の討論によって、教授能力を証明することを要求している²⁹⁾。

このようにして、18世紀以降、ハビリタツィオンという言葉は、ドイツの大学において実体をもつ用語として、使用されるようになってきた。

大学教授資格試験導入の背景として、第一に、①大学学問の高度化をまず挙げなければならない。啓蒙主義時代における学問の進歩は、ただマギステルやドクトル学位を取得しただけでは、私的にであれ、公的にであれ教授するには不十分で、学位取得以上の研究能力と教授能力が要求されるようになった。

第二に、私講師層が「将来の大学教授の苗床」であるとすれば、当然私講師は、優秀な人物でなければならない。たとえば、1736年のゲッティンゲン大学学則は、私講師について、次のように定めている。「教授権能は、学部の中で賞賛に値するほど卓越した人物もしくは学則のなかで規定されたいくつかの前提条件を満たす人物を除いては、軽々しく授与されるべきではない」と³⁰⁾。ここには、私講師になる者を精選する考えがはっきりと認められる。

第三に、私講師になる者を精選しようとする要請は、領邦国家の側からも出てきた。ドイツの大学は、中世以来ギルト的原理にもとづく「自治団体」としての性格を伝統的に持ち続けてきた。しかし、他方、国家にとって大学は行政、司法、学校といった支配機構に官僚を提供する公的施設でもあった。官僚の養成という任務をもたされた大学の教授たちは、18世紀の後半から19世紀の前半にかけて、国家の官僚としての身分が保証されるに至る。私講師が将来の大学教授の予備軍であるとするれば、国家も私講師の精選に無関心ではいられなかったからである。

大学教師になる者に試験（ハビリタツィオンの原型になるもの）を課して、精選しようとする傾向が顕著になってくる。やがて、ハビリタツィオンは、大学教授になる者が必ず受けなければならない試験となった。

7 教授用語の変容

ラテン語が大学で教授用語として使用されなくなり、ドイツ語が使用されるようになったことも、著しい18世紀の変化と言わなければならない。たしかに、ラテン語は、大学と一般社会を区別立てる役割を果たしていた。一定の言葉の訓練をしなければ、当時主に大学と教会で使われていたラテン語を自由に操ることは不可能であった。現に、シュトゥルムは、ドイツ語をラテン語に翻訳する練習をギムナジウムの生徒に課している³¹⁾。このように、大学で学ぶためには、日常生活で使う言語とは異なった言語（ラテン語）を自分のものにしておく必要があった。

大学の授業をはじめてラテン語で行ったのは、有名な法学者トマジウスであった。ライプニッツも、学問を母国語で行うことを支持していた。

ドイツ語を使用するようになった契機（キッカケではなく、ものごとを突き動かしていく原動力）は何だったのであろうか。自然に変わっていったのではない。大学は、社会全体から孤立して真空の中に存在しているのではなく、社会を構成する組織の一部をなしている。社会を作っている人々の意識構造と無関係ではない。社会全体が、ドイツ語で授業をするように求めたのである。このことは、ナショナリズムと関係が深い。すなわち、19世紀の後半に国民国家が形成される、遠い布石としての役割を担った。

ドイツ語で授業がなされるようになってくると、だんだんドイツ語で書かれた論文や著作もふえてきた。現に、プッター（Johann Stephan Pütter）のゲッティンゲン大学史に関する著作も、ドイツ語で書かれている。

ゲッティンゲン大学で行われた演説は、創設時のヨハネス・フォン・ハラーの演説からすべてドイツ語で行われているのである³²⁾。

結語—まとめ—

大学史における「近代」とはいったい何だろうか。この問題を、やや繰り返しになるが、ゲッティンゲン大学および18世紀に大学で生じた変化との関連で考えて、本稿を閉じることにしよう。そして、このことは、大学史における「近代」とはなにかという問題について、一応の答えを出すことにもなる。

近代社会と前近代社会を区別するメルクマールについて要約すれば、阿閉吉男は、①人間が前近代的な身分関係から解放されて、基本的人権が尊重され、いわゆる法の前における平等が実現されたこと、つまり、人間は、かつては身分的な枠内で行動せざるをえなかったが、いまや、形式的とはいえ、自由・平等な個人として行動できるようになった。②近代社会は資本主義を根幹としており、つまり貨幣経済にもとづいている。③近代社会のもつ形式的合理性からもたらされるものは、合理主義的・個人主義的な人間関係である。近代社会においては、個人は、それから解放されて、機能的・合目的な種々の派生的集団を形成し、相互に合理主義的・個人主義的な人間関係をもつようになった。つまり、個人は、自律的・能動的となる。近代社会においては、個人は、いわば、種々の派生的集団の形成を要請されながら、同時に、その要請の主体となる³³⁾。

このメルクマールは、経済学や社会学では、一般的に広く認められている。しかし、大学史の領域では、大学史的事実に即して、もう少し詳しく定義し直す必要がある。この場合、どのようなアспектがあるかと考えると、大学内のアспектとして、1. 哲学部の変容、2. 教授された学問領域、3. 教育方法の変化、4. 教育目標の変化、5. 大学を学問的考察の対象とした著作の出現、6. 大学教授になる者の精選、7. 教授用語の変容という7つのアспектを設定して、ゲッティンゲン大学に即して、帰納的に考察してきた。

このようにゲッティンゲン大学を検討してみると、ドイツにおける「近代」大学は、ベルリン大学から始まるのではなく、ハレ・ゲッティンゲンの両大学から始まるというのが、正しい歴史認識であることが証明されるであろう。

【注】

- 1) Eulenburg, Franz, *Die Frequenz der deutschen Universitäten von ihrer Gründung bis zur Gegenwart*. Nachdruck der Ausgabe von 1904, 1994, S.164-165.
- 2) Ebel, Wilherlm, *Die Privilegien und ältesten Statuten der Georug-August-Universität zu*

- Göttingen, 1961, S.28-39. Gundelach, Ernst, *Die Vergassung der Göttinger Universität in drei Jahrhunderten*, 1955.
- 3) Gundelach, a.a.O., S.3.
 - 4) Ebel, a.a.O., S.28.
 - 5) Gundelach, a.a.O., S.9.
 - 6) Helmholtz von Hermann, *Über die Freiheit der Wissenschaften in den deutschen Universitäten*, 1877.
ヘルムホルツ (三好助三郎訳) 『ドイツ大学の学問的自由』大学書林語学文庫, 25-27頁。
 - 7) Paulsen, Friedrich, *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Bd. II, 1921, S.12.
 - 8) Gundelach, a.a.O., S.42.
 - 9) Ebel, a.a.O., S.16.
 - 10) Ebel, a.a.O., S.16.
 - 11) Selle von, Götz, *Die Georg-August-Universität zu Göttingen*, 1937, S.21-23.
 - 12) Paulsen, Friedrich, *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Bd. I, 1921, S.536.
 - 13) Paulsen, Bd. II, S.14.
 - 14) Pütter, Johann Stephan, *Georg-Augustus-Universität zu Göttingen*, 1765, S.276-278.
 - 15) Pütter, a.a.O., S.278-310.
 - 16) Paulsen, Bd. II, S.14.
 - 17) Gundelach, a.a.O., S.14-17.
 - 18) Gundelach, a.a.O., S.15.
 - 19) Gundelach, a.a.O., S.14-15.
 - 20) Paulsen, a.a.O., Bd. II, S.147-148.
Paulsen, F., *Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*, 1966, S.59-60. ここでは、パウゼンは、18世紀に大学教育で生じた変化として、①近代哲学が、アリストテレス的・スコラの哲学に、取って代わること、②伝統的な教授様式に代わって、自由な研究と教育の自由という原則が登場してきたこと、③システマティックな講義が、伝統的な規範的テキスト解説するという形態に取って代わること、④ゼミナールが、討論に取って代わること、⑤死んだ古代の模倣に代わって、古代についての生き生きした新人文主義的研究が登場したこと、⑥教授用語としてのラテン語が廃れたこと、以上6点を挙げている。
 - 21) Paulsen, a.a.O., Bd. II, S.146.
 - 22) Paulsen, a.a.O., Bd. II, S.145.
 - 23) Golücke, Friedhelm, *Studentenwörterbuch*, 1983, S.256.
 - 24) Muller, Rainer A., *Die deutsche "Vorklassische" Universität in der Früh-oderne —Von der humanistischen Gelehrtenrepublik zur aufgeklärten Staatsdienerschule—*, 1990.
別府昭郎訳『近代初期における「前古典的」大学—人文主義的な学者共和国から啓蒙主義的な国家に奉仕する学校へ—』(明治大学国際交流センター, 1991, 招聘外国人研究者講演録), 11頁。“vorklassisch”というドイツ語を、91年当時は「前古典的」と訳していたが、現在では、「古

典期以前」と訳したほうが、よりの確に内容を表現できると考えている。

- 25) メランヒトンの教育についての基本的考え方については, Hartfelder, Karl, *Monumenta Germaniae Paedagogica*, Bd.7, Philipp Melanchton als Praeceptor Germaniae, S.328, S.339を参照。
- 26) Baumgart, P, Pitz E., *Die Statuten Vniversität Helmstedt*, S.119.
- 27) Paulsen, *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Bd. I , S.291-292.
- 28) カント著 (篠田英雄訳) 『啓蒙とは何か』 岩波文庫, 1974, 7頁。
Kant, Immanuel, *Was ist Aufklärung?*, Philosophische Bibliothek, 1999, S.20.
- 29) Paulsen, Freidrich, Die deutschen Universitäten und die Privatdozenten in: *Preußischen Jahrbücher*, 1896, S.138.
- 30) Ebel, Wilherlm, *Die Privilegien und ältesten Statuten der Georug-August-Universität zu Göttingen*, 1961, S.69-70.
- 31) Schindling, Anton, *Humanistische Hochschule und Freie Stadt*, 1977, S.178-180.
別府昭郎 『ドイツにおける大学教授の誕生』 創文社, 1998, 264頁。
- 32) Ebel, Wilherlm(Herausgegeben), *Göttinger Universitätsreden aus zwei Jahrhunderten (1737-1934)* , 1978を参照。
- 33) 「近代社会」の項目。『社会学辞典』有斐閣, 1973, 180-181頁。

The University of Goettingen as Modern University in Germany

Akiro BEPPU*

The aim of this research is to clarify the characteristics of German universities in the eighteenth century, by studying the University of Goettingen. It is said that the Universities of Halle (1694) and Goettingen (1737) are the first modern universities in Germany. We can summarize the characteristics of the German universities of the eighteenth century as follows: (1) a scholastic philosophy has been replaced by a rationalistic philosophy: the philosophy recognizes no foundation for decisions merely on the basis of authority; (2) the status of the Faculty of Philosophy in the University was enhanced; (3) old text-books have been replaced by new ones (e.g. *jus naturale et gentium*, *jus civile Germanicum*, *jus feudale Alamanorum et Saxonum*, *jus publicum*); (4) seminars (Universit tsseminare) replaced the then traditional teaching methods in universities, especially disputations and declamations; (5) the goal of university-teaching “*eloquens et sapiens pietas*” has been replaced by “*libertas philosophandi*”; (6) the university itself has become an object of scientific thinking. Many books about universities were published; (7) in university-teaching principle of freedom in investigation and instruction prevailed; (8) German has replaced Latin as the teaching language of the university; (9) “*Habilitation*” was introduced to select university teachers. These 9 points are indicators of the modern university in Germany.

* Professor, School of Arts and Letters, Meiji University